

不利益処分についての不服申立てに関する規則をここに公布する。

平成26年5月19日

道央廃棄物処理組合公平委員会委員長 川 瀬 正 明

道央廃棄物処理組合公平委員会規則第3号

不利益処分についての不服申立てに関する規則

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第8項及び第51条の規定に基づく、職員の懲戒その他その意に反する不利益処分についての審査請求又は異議申立の手續及び審査の結果執るべき措置については、不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和42年千歳市公平委員会規則第1号）の規定を準用する。この場合において、同規則の規定中「本市」とあるのは「道央廃棄物処理組合」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。